

起さぬうちに先づ用心

みんなんで守ろう

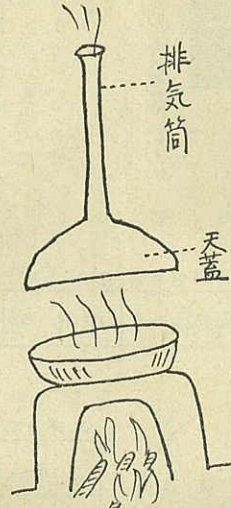
火災予防条例

七月一日から実施

前号に「プロックや煉瓦造りは、とは火災により火災のおそれについて条に目地のところの注意が効なおおいを設けること。有例のうち必要です。」

ことにより常時油類を煮沸するものは天ぷら屋のように常に油をその上部不燃性の天蓋および排気筒を屋外に通ずるよう天蓋および排気筒を設けなければならない。おのものををかかけました。

火の取り扱いや設備などに注意しみんなの財産や人命を火災から守りましょう。



◆ストーブ (移動式でないもの)

煙突および煙道は、その造りまたは、材料の質に依り、支えなく、支線、腕金、具などで動かさないようにすること。

煙突が屋上に出るところは六十センチ以上の垂直距離を保つこと。

なお煙突の先端から一メートル以内には建物の軒があること。

時はさらに六十センチ以上高くすること。

金属性又は石綿製の煙突は「」で定めています。

ある部分は金属でない燃えない材料で有効におおいをすること。なお木材や燃えやすいものから十五センチ部分は「メガネ石」を貼るこみ、または有効に熱をさえるようにすること。

新、石炭、木炭等を使用するストーブには燃えないもので造つた、たき殻受けをそえること。

ストーブ以外のかまど等の煙突、煙道は「建築基準法」で定めています。

◆炉およびかまど

建物や工作物および燃えやすい物品から安全な距離を保つこと。

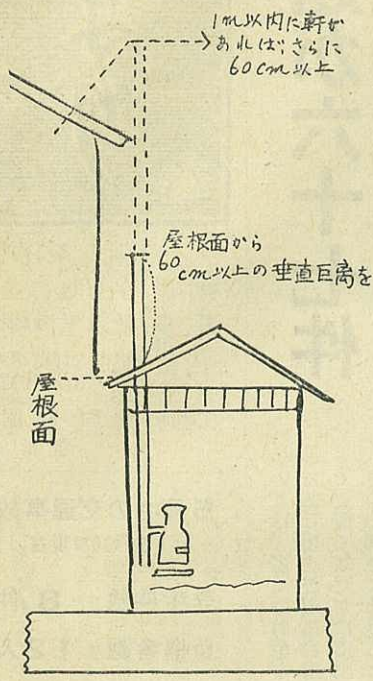
燃えやすい物が落ちてきたり、接触しないところに造ること。

屋内に設けるときは、金属以外の燃えないものの床の上につくこと。

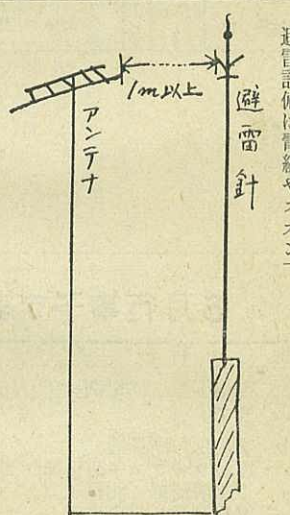
新、石炭、木炭を使用する炉やかまどは、取灰入れをつけること。

軽油、重油その他の液体燃料を使用する炉又は「かまど」の内、屋内に設けるものにあつては、壁や天井が炉またはかまどに面するところは不燃材料の進不燃材料で造つた室に設けること。

衝撃や、振動などにより、割れたり、穴があいたりしない造りであること。



◆避雷設備



◆避雷設備

避雷設備は電線やネオン設備、アンテナ等から一メートル以上離すこと。

◆火 鉢

木炭や煉たんを使用する火鉢は底に熱をさえる空間をおくか砂などを入れて使用すること。

◆ごころおよび移動式のストーブ

燃料の性質に依り、燃えるものから安全な距離をとること。

燃えやすい「ガス」または「蒸気」がたまるおそれのない場所で使用すること。

燃えない物で造つた床の上または台の上で使用すること。

使用目的以外に使わないこと。

炊事用電気コンロをこたつに使わないこと。

使用燃料以外の燃料を使わないこと。(石油コンロにガソリンを使用すること)

液体燃料を使用するものは使用中に燃料を補給しないこと。

液体燃料を使用するものは燃料がもれたり、あふれたりするものを受取る皿を設けること。

◆火消し

燃えるものとの間に安全な距離をとること。

完全な「フタ」のついたこわれないものを使用すること。

貯蔵や取扱いはふたのある燃えない容器に入れるか、防炎処理をしたおおいをしておきます。

◆火消し

燃えるものとの間に安全な距離をとること。

完全な「フタ」のついたこわれないものを使用すること。

貯蔵や取扱いはふたのある燃えない容器に入れるか、防炎処理をしたおおいをしておきます。

火災だ 早い通報 119番へ

場所にはつかりと

◆火消し

燃えるものとの間に安全な距離をとること。

完全な「フタ」のついたこわれないものを使用すること。

貯蔵や取扱いはふたのある燃えない容器に入れるか、防炎処理をしたおおいをしておきます。

◆火の使用制限

火災警報が発令されているときは、山林原野等において火入れをしないこと。

二、煙火(花火)を消費しないこと。

三、屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。

四、屋外においては引火性等を閉じて行うこと。

◆火を使用する設備などの設置の届出

火を使う設備またはその使用にあつては、火災の発生のおそれのある設備のうちつぎのものを設置しようとする者はあらかじめ、消防長に届け出なければなりません。

一、熱風炉(風道を使用しない熱風炉にあつては、劇場及びキャバレー等に設けるものに限る)

二、二平方メートル以上の炉またはかまど(個人の住居に設けるものは除く)

三、ポイラー(個人の住居に設けるものは除く)

四、火花を生ずる設備、乾燥設備。

五、出力二十キロボルト以上の高圧または特別高圧の変電設備、および内燃機関による発電設備

六、屋内に設ける定格容量合計二〇〇アンペアアワー以上の蓄電池設備(四十八ポル未満を除く)

七、設備容量二キロボルトアンペア以上のネオン灯設備

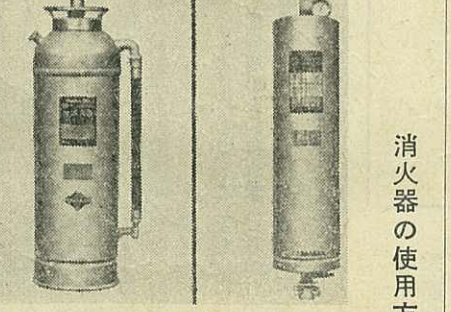
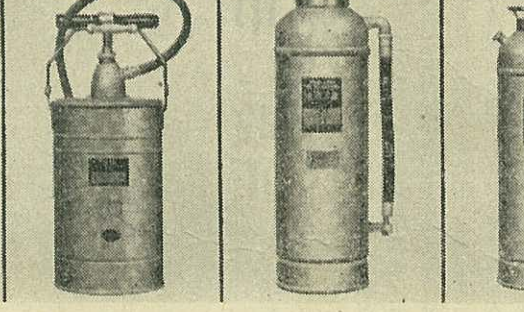
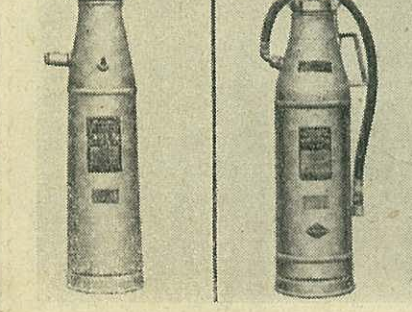
八、水素ガスを充てんする気球

◆火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出

つきにあげることをしてようとする方は、あらかじめ消防長に届出なければなりません。

※届出用紙は消防署に用意してあります。

一、火災とまぎらわしい煙火活動に支障をおよぼすおそれのある道路工事



◆火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出

つきにあげることをしてようとする方は、あらかじめ消防長に届出なければなりません。

※届出用紙は消防署に用意してあります。

一、火災とまぎらわしい煙火活動に支障をおよぼすおそれのある道路工事

◆油火災 電気火災(破蓋転倒式)

①安全栓をはずし破鉛栓を強く押し下げる

②ノズル口を右手の親指で押えたまゝ、消火器をさかさまに

③ノズル口の指をはずし放射する

④ノズル口の指をはずし放射する

◆油火災 一般火災(転倒式)

①ノズル口を右手の親指にて押えたまゝ、消火器をさかさまにする

②ノズル口を右手の親指で押えたまゝ、消火器をさかさまに

③ノズル口の指をはずし放射する

④ノズル口の指をはずし放射する

◆油火災 一般火災(水漕付ポンプ式)

①ノズル先を火点に向け

②ハンドルを握り

③足踏に右足先を入れ

④ホース先を火元に向けハンドルを上下に運動する

◆油火災 一般火災(破蓋転倒式)

①安全栓をはずし破鉛栓を強く押し下げる

②ノズル口を右手の親指で押えたまゝ、消火器をさかさまに

③ノズル口の指をはずし放射する

④ノズル口の指をはずし放射する

よく選ぴそれから望め良い政治

暮しにひびくこの一票

出たい人より出したい人を

参議院選挙をあと一ヶ月、私たちが一票を投ずるので、後にはかえ、町や村にはすでに選挙に対するムードがただよっています。

一般に最近参議院が衆議院の第二院の要素をもっているため、ともすればかろんじられるなりゆきが一部に見られます。これは民主主義政治にとつてまことに遺憾であります。

しかし、参議院は衆議院の行き過ぎをセーブするブレーキの役目をもち、議事を慎重かつ合理的にさせ、あるいは衆議院が解散などで活動できなくなつた場合、これをおぎなう必要性からその存在はいたつて重要な意義をもつものであります。

七月一日は、このように大切なわれわれの代表者を選ぶ日です。すなわち、われわれの願ひごと、考へてゐることを実現するために努力してくれる人に、

ふり向く選挙のときの義理と金
—ヒモがねらっている—

第六回参議院議員選挙

選挙期日公示日	6月7日
投票日	7月1日
補充選挙人名簿調製日程(予定)	
調製期日	6月11日
申請期間	6月12日～6月18日
調製期間	6月19日～6月24日
縦覧異議申立期間	6月25日～6月26日
異議決定期限	6月27日
確定期日	6月28日



公明選挙も見えている (波多津女ずもうから)

わけてはいますが、みなさんの一票は正しく使えば、弾丸よりも強いものです。民主政治はわたくしたちの一票一票の積み重ねといふことを忘れずに、よく見、よく聞き、よく考へて、七月一日の選挙には一人もれなく投票しましょう。「出たい人より、出したい人」に

○主権の基礎は、国民にある。いかなる団体も、いかなる個人も、国民から出たものでない権力を行使することはできない。
フランス人権宣言
(一七八九年)

参院選の啓発を強化

市内に推進員七〇〇人

市公明選挙推進協議会では、投票日には一人の棄権者も五月二十五日幹事会を開き、公明選挙の常時啓発事業計画をたてるとともに、七月一日の参議院選挙が正しく行なわれるため、つぎのような方針をとることにしました。

すなわち、市内から買取、供給を根こそぎに追放しました。

みなさんのご協力をお願いします。

楽しい生活を築くには

正しい選挙十良い政治

わが国に議会が生れて七十年、選挙管理委員会ができて十五年になります。十五才ともなれば、もうそろそろ大人の仲間入りをする年ごろ、年相応にこの国にも恥じない正しい選挙をして、良い政治からみんなのたのしい生活を築きましょう。

公約も一度は疑いをもつてみては

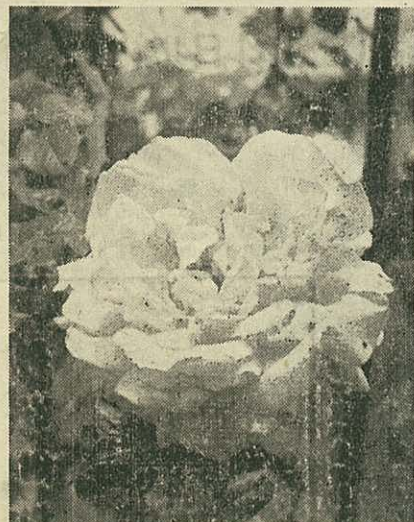
「こうします」という公約も一度はうたがってみてはどうでしょう。

選挙ポスにご用心

買収はだんだん少なくなっていますが、まだ悪い選挙ポスが目を光らせています。うっかり口車にのつたり、目さきの利益にくらんで、えさにかかたら一大事。暗い生活を引きうけることになりません。

人まかせでは幸福は来ない

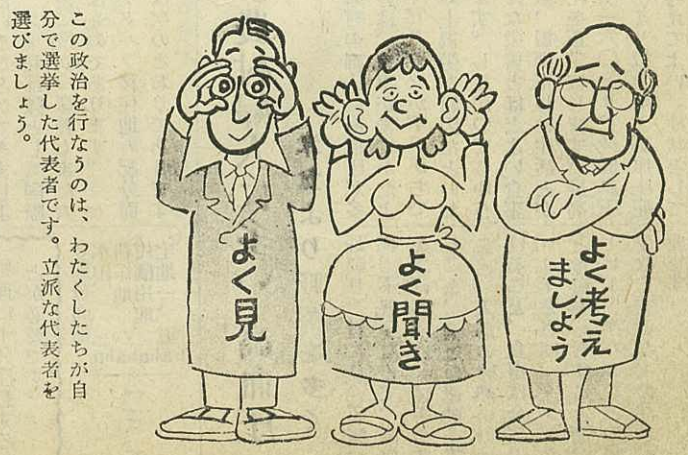
投票したあとも、私たちのねがいや考へを実現すること



花は知っていた

出馬した阿部信三は、自分の選挙事務所へ顔を出した

「ほう、とき、土間の机の上に色とりどりの花をいけた美しい花びんが置いてあるのを見て、思わず目を見はった。名をあげた日に花とか、ゲンがいい。しかし、この花をだれが寄贈したのか、選挙運動員たちにきいても、だれも知らなかった。事務長の山田は土地問題で、金をもうけるのはうまいが、そんな風流気のある男ではない。花びんには贈り主の名はないが、たんざ



この政治を行なうのは、わたくしたちが自分で選挙した代表者です。立派な代表者を選びましょう。

くが一枚ついていた。金粉をはいたそれには、選挙で公明選挙でいきましょう。と書いてあった。「はあ、町の公明運動のグループからの贈り物か……」阿部信三は波い顔をした。彼はこの前の選挙にも当選しているが、それは法定費用を何倍も上廻る金を使つて、かろうじて出ているのだ。要するに不正選挙(買収)である。その翌日、彼が事務所へ顔を出すと、また違った花が卓上にいけられていた。昨日と同じように、たんざくが一枚ひらりと下がっている。明るい選挙悔いなき一票一なが悔いなき一票だ。選挙は勝たなければ意味がないんだ……」彼はそんなざくをもぎとると、ちぎって紙くすかごにほうり込んだ。その翌日も、またその翌日も、阿部信三の事務所の机の上には、毎朝異なった花がいけられていて、たんざくが下がっていた。選挙運動がたけなわになつて、投票日が迫ってくる。標語はしだいに寸鉄人を刺すような文意になって来た。それをみるたびに、彼はたじろいだ。いよいよ買取戦術に移ろうと、事を運んでいたのだが、花びんの標語が一日じゆう気になって、その手をひっこませてしまふのだ。逆に彼の街頭演説は、その日、花びんにつけられた標語をテーマとするものになつていった、かくて阿部信三は、この前の選挙のときは打つて変わった公明選挙で、投票日を迎えた。結果は、みごと当選であった。その日、阿部信三の選挙事務所には、すばらしい特大の花びんが飾られていた。

いつものようなたんざくは下がっていきなかつたが、そのうしろに、いけ花師の信子夫人が立っていて、帰ってきた彼をにこつりと迎えた。

広報の発行日は
六月から
毎月一日発行と
なります